

令和6年度決算に基づく茅ヶ崎市の 健全化判断比率及び資金不足比率について

財政健全化法とは…

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（通称：財政健全化法）が成立・公布されました。

地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を公表することが義務付けられたため、本市も平成19年度から健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民のみなさまに対して公表を行っております。

平成21年4月から財政健全化法が完全施行（健全化判断比率等の公表に関する規定のみ平成20年4月から施行）されたため、地方公共団体は健全化判断比率により、「健全段階」、「早期健全化段階」（※1）、「財政再生段階」（※2）の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうちひとつでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図っていくことになります。

令和6年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率をそれぞれ次のとおり公表します。

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率

令和6年度決算に基づいて健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標も早期健全化基準を下回り「健全段階」でした。

	本市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— [—]	11.29%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— [—]	16.29%	30.00%
③ 実質公債費比率	4.8% [3.9%]	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	17.2% [16.3%]	350.0%	

（注）[]は前年度の数値です。

（※1）早期健全化段階とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

（※2）財政再生段階とは…

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

なお、財政再生団体は、財政再生計画で総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができなくなります。

① 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計を合算し、会計間の重複を調整したもの）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（※３）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の令和６年度決算の実質収支（※４）は黒字であったため、令和５年度に引き続き、実質赤字比率は発生しませんでした。

（※３）標準財政規模とは…

人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模であり、令和６年度の茅ヶ崎市の標準財政規模は、およそ４７８億円です。

（※４）実質収支とは…

その年度の決算の歳入から歳出を差し引いた額から、繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質的な収入と支出の差額です。

② 連結実質赤字比率について

国民健康保険事業等の特別会計や公営企業会計である病院事業会計等を含む市の全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の令和６年度決算の実質赤字（収支）額及び資金不足（剰余）額を合計した結果は黒字であったため、令和５年度に引き続き、連結実質赤字比率は発生しませんでした。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する地方債の元利償還金（市が借り入れた借入金の返済に充てる資金）などの、標準財政規模に対する比率であり、この指標が１８％以上になると起債をする際に都道府県知事の許可が必要となり、２５％以上になると一部の起債が制限されます。

令和６年度の本市の実質公債費比率（３カ年平均）は、４．８％で、前年度の３．９％から０．９ポイント悪化しましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。

④ 将来負担比率について

地方債残高や職員の退職手当に係る負担見込額、債務負担行為に基づく将来負担見込額のうち特定のものなど、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和６年度の本市の将来負担比率は１７．２％で、前年度の１６．３％から０．９ポイント悪化しておりますが、早期健全化基準の３５０％を大幅に下回り、財政の健全性が保たれています。

なお、国のルール上は将来負担比率には算入されないものの、債務負担行為に基づく将来負担予定額のうち将来負担すべき実質的な負債に類似するもの（浜見平地区複合施設賃借料のうち初期投資に係るもの、本宿町自転車駐車場賃借料など）を算入して試算した場合の将来負担比率は２２．１％となります。

2 令和6年度決算に基づく資金不足比率

各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20％）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和5年度の資金不足比率は、令和5年度に引き続き、資金不足を生じた公営企業はないため、該当はありませんでした。

会 計 名	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— [—] (資金不足なし)	— [—]	20％
病院事業会計	— [—] (資金不足なし)	— [—]	

（注）[]は前年度の数値です。

令和6年度決算に基づく本市の健全化判断比率等の算定結果は、いずれの指標においても、早期健全化基準を下回る「健全段階」でした。
今後ともこの健全化判断比率等や他の財政指標の推移を注視し、的確な財政運営に努めてまいります。